

令和2年度第10回定例
松本市教育委員会会議録

松本市教育委員会

令和２年度第１０回定例松本市教育委員会会議録

令和２年度第１０回定例松本市教育委員会が令和３年１月２８日午後３時００分教育委員室に招集された。

令和３年１月２８日（木）

議 事 日 程

令和３年１月２８日午後３時００分開議

第１ 開 会

第２ 教育長挨拶

第３ 議 事

〔議案〕

第１号 教育委員会会議の在り方について

第２号 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の
制定に伴う条例案に対する教育委員会の意見について

第３号 令和３年度市立小中学校の授業日数について

〔報告〕

第１号 令和２年度行政改革に伴う地区公民館の体制について

第２号 松本市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

〔周知〕

１ 「発掘された松本２０２０－松本市遺跡発掘報告会－」の開催について

２ 第２０回信州梓川賞展の開催について

〔その他〕

教 育 長 赤 羽 郁 夫

〔出席委員〕

教育長職務代理者	市 川 莊 一
教 育 委 員	福 島 智 子
〃	橋 本 要 人
〃	佐 藤 佳 子

〔出席職員〕

教 育 部 長	横 内 俊 哉
教 育 政 策 課 長	小 林 伸 一
学 校 指 導 課 長	高 野 毅
生涯学習課長	
兼中央公民館長	栗 田 正 和
美 術 館 副 館 長	堀 洋 一

〔事務局〕

教育政策課	
教育政策担当係長	金 井 稔
教育政策担当係長	三 村 恵 美

《開会宣言》 午後３時００分

赤羽教育長は令和２年度第１０回定例松本市教育委員会の開会を宣言した。

教育長 それでは定刻になりましたので、これより第１０回定例教育委員会を始めます。初めに、昨年１２月２５日に新たに教育委員となりました佐藤佳子委員におかれましては、今回が初めての定例教育委員会ということでありますけれども、私ども学びの都「学都松本」の発展のためにということで共に歩んでまいりましたので、ぜひ一緒によろしく願いいたします。

今週の月曜日の１月２５日に議会の議員協議会の冒頭で佐藤委員からご挨拶をいただきましたけれども、新型コロナウイルス感染症が落ちつくまで、対外的な活動は自粛しておりますので、校長会等いろいろな対外的な関係者の皆様へのご紹介にはしばらく時間がかかると思いますので、ご承知をいただけたらと思います。

さて、昨日、今日などとても暖かくて春めいてきたと感じています。私は例年、家でたくさんパンジーをつくっていまして、結構冬の水やりというのも大変なのですが、大分この暖かさで花が咲き出してきました、３月中旬頃には毎年地域の花壇に植えているのですけれども、そんな時期が来たかなと思っています。子どもたちもいよいよ、あと学校には４０日あるかないかというくらいで卒業式を迎えるわけですが、１年の締めくくりがしっかりできることを願っています。特に中学３年生につきましては、いよいよ来月に入っですぐ公立の前期選抜、３月９日には後期選抜というようなことでありますので、進路実現に向けてぜひ頑張ってもらいたいと願っています。

《会議録の承認》

教育長 それでは、令和２年度第８回の定例教育委員会の会議録についてはよろしいでしょうか。

(結構ですの声あり)

《署名員の指名》

教育長 本日の会議録署名委員は橋本委員、佐藤委員です。よろしく願いいたします。

《議案審議》

教育長 本日の案件は議案が3件、報告が2件、周知が2件であります。

＜議案第1号＞ 教育委員会会議の在り方について

教育政策課長 議案第1号「教育委員会会議の在り方について」説明

教育長 今、説明がありましたように、今まで各委員さんから定例会の持ち方について様々なご意見があつて、できるところから修正をして取り組んでいこうということで、今日、まずこのことをご審議いただいて、実際的には2月の定例会からこれで運用していったら、また改善点があれば改善していくというような形で進めていけたらと思っています。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

橋本委員、どうぞ。

橋本委員 問題意識に対して回答を出していただいてありがとうございます。

最初のリモート会議については、規則改正しないとリモート会議ができないということで私自身もびっくりしたのですけれども、これは早急にやっていただきたいと思います。今の状況の中ではリモート会議を応用できるところは応用していくことが緊要です。ただ状況が変われば、基本は活発なディスカッションをするためには会合がいいと思いますけれども、今のような状況だとリモート会議に切り替えられるようにしておくべきです。同時にリモート会議の環境設定、それから各委員の状況とか、規則改正できてからすぐにでも開催できるような準備も同時に進めていただきたいと思います。それが1点です。

それから2点目は質問です。3ページ、4ページに議案とそれから協議会の協議事項という形でずっと説明をいただきましたけれども、原則『教育委員会必携』に掲げられている原則に沿っているものだと理解できるので、それについては異論がないのです。ただ1つだけ気になるのは、協議会事項の中で（4）に議会報告前のものというのがありますね。ここの協議会事項に書かれたものは非公開でやる基準という形ですよ。議会と協議を要するものについては議会とご相談しないと結論が出ないわけです。しかし、議会報告前のものでも議会に対しては結果を報告するだけのものは、これを非公開にしなければならない理由というのは何かあるのでしょうか。その点を伺います。

教育政策課長 議会の報告事項ですけれども、ここでオープンになってしまうと、報告する
内容が新聞等に出てしまいます。以前、議会から、我々がこれから報告を受け
ようとしているときに報告の内容が既にオープンになっていて、それはおかし
いのではないかというようなことがございまして、教育委員会を通過、庁議
の場を通過、議会に出ていくのですけれども、議会に出るまでの間は非公開
になっているというのが現状です。

橋本委員 報告案件がなぜ議会より先に表に出たら駄目なのですか。議会に報告するだ
けでしょう。協議事項であれば議会が決定するわけですけれども、議会に決定
権のない報告をする案件は、例えばどんなことを意図しているのか、具体例を
言ってもらわないと分からないのです。報告するだけの案件を議会に付度する、
議会がそういうふうに言っているのか、私はおかしいと思います。

教育政策課長 報告の内容も本当に単に報告するものであったり、議会の集約の仕方にあり
ますけれども、了承を求めるものであったり、内容によってはあります。

橋本委員 了承を求めるものは報告と言うのですか。

教育政策課長 一応そういう集約の仕方がありまして、そういったものの報告案件につい
ては。

橋本委員 了承を求めるものはまさしく議会協議が必要なものなのではないのですか。
今日の案件だってそうではないですか。要するに、議会に報告するものという
のが隠れみのになって、こういう項目があるとどんどん非公開になるんですよ。
だから、『教育委員必携』に掲げられていることは何かというと、教育委員会
は公明正大で、基本公開だということです。だから非公開のものはなるべく
少なくしたほうがいい。それは議会が了承してくれないのですか。そうであれ
ば、議会には、教育委員会は原則公開だと申入れをすればいいではないですか。
協議だとか了承を得るものについては議会を尊重しないといけないのは当然で
すけれども、何か議会に報告前のものという非常に曖昧な表現で書かれると、
これが金科玉条のごとく拡大していつて非公開のものが増えませんか。

教育長 他にご意見ございますか。

この（３）と（４）を合わせて再整理をするというような形は無理ですかね、
小林課長。

教育政策課長 庁議の中の件についてもこういうことでやっていますので、そことの関係が

出てきてしまいますので、これは調整が必要になります。

橋本委員 庁議と教育委員会は別ではないですか。組織上も独立しているわけですよね。

教育政策課長 独立しているのですが、市の一番の決定機関といたらおかしいですけども、全部長のそろった中で報告を受け、そこで確認する事項がありますので、それでオーケーが出たところで議会に出る、そのような仕組みになっていますので、そことの兼合いが必要になります。

橋本委員 理解できません。

教育長 具体的な案件で出てくれば、それが何かということで、そのところでまた調整をしながら、具体的な案件になっていかないと、その辺がよく皆さんに今、これだけの段階ではなかなか分からないので。その案件のところでまた事前にお知らせをしてご理解をいただくというような形で調整をしていかないと、今この段階で具体的にどの案件かということが分からないので。

橋本委員 でも、ここに掲げられていることを基準にやるわけでしょう。それでこれをつくったのではないのですか。だから、この中の議会報告前のものというのは、私は認められないと思います。基準にするには外していただきたいと思います。むしろそれをやるのであれば、その他特別な理由がある場合という中で含めたほうが良いと思います。これがあると何でもかんでも議会報告前だという形で非公開を提案されてこられる可能性が高いのではないのでしょうか。

教育政策課長 (4)については調整させていただくということで。

教育長 今日全て完璧なものにということではないと、先ほど冒頭にもお話ししましたがけれども、いろいろまだこれから修正をしながらよりよいものにしていくということで、今日はまず皆さんのご意見を基にして、今日の段階でこういうものをつくって、その部分はまだ検討する必要があるというご意見がありましたので、その部分についてはまた再度ということになります。

その他のところについては、ご意見等ございましたら、リモート会議、それから検討事項ということで、協議会は廃止し、冒頭で公開と非公開を分けて、そして決定した上で審議を進めていくということ。それから定例会の回数については月1回の開催で可能と考えられるので現行どおりにする。特別な事情があるときにはまた臨時会は開く可能性がある。研究会についてはこれまでどおり月1回の開催としたい。今まで第3木曜日、第4木曜日としてきましたけれ

ども、勤務の関係とかいろいろな関係もありますので、福島委員はそれが一番、今のところいいですね。

福島委員 はい。

教育長 それで調整できますよね。

福島委員 はい。今までどおりということですよね。

教育長 今までどおりです。市川委員は。

市川委員 問題ありません。

教育長 橋本委員は、いいですか。

橋本委員 問題ありません。

教育長 曜日はいいですか。

福島委員 大丈夫です。お願いします。

教育長 それでは、今、ご意見いただいた部分についてはもう少し検討するという
ことで、それ以外の部分についてはこれで了承をいただいて、来月からこの方式
で新たに定例教育委員会を持つということ。それからリモート会議については、
橋本委員から要望がありましたけれども、会議規則とそれから環境づくり、こ
のことにについては早急に進めていただきたいと思います。

議案第1号については、そのように集約します。

<議案第2号> 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例の制定に伴う条例案に対する教育委員会の意見について

教育政策課長 議案第2号「松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部
を改正する条例の制定に伴う条例案に対する教育委員会の意見について」説明

教育長 説明が終わりました。以前に審議したときにも教育委員会からきちっと意見
を述べるということで了承いただいていると理解しています。

福島委員、特にこれについてご意見等ございましたら。

福島委員 別紙2の1に松本市美術館条例というのが出てくるのですが、変わる
ところが出ているのですが、このもともとの松本市美術館条例がどういう文章
なのかというのは資料がついていますでしょうか。

橋本委員 賛成です。要するに、資料が不親切なんです。何も分からないような、ど
こを削るとか書いてあっても全然見えないではないですか。普通、修正記録か

何かでどこをどう改正したというのが跡形で残るような形で提示してもらわないと議論にならないですよ。とにかく不親切だと思いますよ。

教育長 ありますか。

教育政策課長 はい。用意します。

橋本委員 その前にもう一つ質問したいのですけれども。

教育長 はい。

橋本委員 もともととは機構改革をやるわけでしょう。それに基づいてこの条例につながってきているわけですよね。機構改革の中で松本城も対象ではないですか。今回美術館だけの意見聴取なのだけれども、松本城は条例改正が無いのですか。それでその意見は我々に求めてこないのですか、という質問です。

教育政策課長 松本城につきましては、法制担当に聞いたところ組織改正の中でやるということでこれには該当してこないということで聞いております。

橋本委員 それはどこの意見ですか。

教育政策課長 市の法制担当です。

教育長 松本城の場合、管理部門と史跡の保護と分かれて、文化財部門は教育委員会に残ります。

橋本委員 残りますけれども、松本城の企画運営に当たってどのような教育的配慮がなされるのかというのは、今後我々の手から離れるわけですよね。違いますか。企画運営は文化観光部のところでやられるわけで、今まで教育委員会配下の松本城であれば教育にも配慮しながらいろいろな企画運営をやってきたけれども、そういった部分というのは、今後総論ではやりますと言うかもしれないけれども、我々は全然意見を申しあげることなく、保存以外は全て文化観光部でやられるわけでしょう。

教育長 今、黒門のところに研究室というのがありますよね。そこで普及事業とか学校への出前授業とか教育関係の事業はみんなそこで企画してやっているのです。それから雑巾での床磨きだとか。それは教育委員会に残ります。ですので、そういう事業は教育委員会で引き続き担っていくということです。

橋本委員 しかし、松本城の企画展だとか運用だとかいろいろな行事を松本城がやっていくではないですか。市の法務部なので、市長部局寄りだから、当然なるべく教育委員会に要らないことを言われたくないという解釈をするではないですか。

教育政策課長 今回の職務権限の特例に関する部分に松本城は当たってこないということです。

橋本委員 職務権限云々というのが、何のことを言っているのか、全然分からない。理解できるように言ってくれますか。

教育政策課長 9 ページの一番下のほうに地教行法の第 23 条がございまして、1 号から 4 号まで 4 項目ありまして、2 号と 3 号は今まで移管をするということでスポーツの関係、それから文化に関すること、ここを移すときに意見を聴かれてお答えをしております。今回は、1 号の図書館、博物館、公民館という社会教育施設のうち博物館の中に美術館が含まれますので、1 号のうち美術館に限って市長部局へ移すということでここに該当してくるので、意見を聴かれているということです。

橋本委員 松本城はどこになるのですか。

教育政策課長 お城はここには入ってこないです。

橋本委員 お城は入ってこないけれども変わるのでしょうか。

教育政策課長 変わります。

教育長 もともとこの対象になっていないということですよ。
部長、どうぞ。

教育部長 要するに、教育機関というくくりで松本城管理事務所が入るか入らないかということだと思うのです。ですので、もともとこの法律を根拠に職務権限の特例で教育委員会が本来はやらなければいけないものを条例を定めて市長部局でできるということをしなくても、もともと市長部局でできていることなので、お城については意見を聴く特例に当たらないということです。

橋本委員 でも、実状は教育委員会配下から松本城の運営管理が市長部局に移るわけですよ。それに伴う変化が発生するわけですよ。だからそれだったら我々は松本城が市長部局に移るということに反対するわけですね。

教育部長 反対をするかは。

橋本委員 意見も聴かないのであれば、私は反対しますよ。

教育部長 法律の手續上、聴かなければいけないものはここに聴かれているものなので、今回、特定の社会教育機関といわれる博物館のうち美術館を市長部局でということなので、法律に基づく手續で聴いているものはこれだということなのです。

橋本委員 要するに、その他社会教育に関する教育機関の中に松本城は含まれないという
こと、そういうことですか。

教育部長 はい。

橋本委員 なぜそうなるのですか。その解釈はどこからくるのですか。
要するに、文化財というのはこの中でどういう位置づけになるわけですか。
4号のところに文化財とあるではないですか。

教育長 文化財の保護に関することですね。

橋本委員 残るということですか。

教育長 松本城公園は史跡になっているので、史跡の部分については文化財の保護に
ついて教育委員会がやる、そういうことですね。ですので、全国的に見ると、
お城は国宝もいくつかありますけれども、お城の管理は市長部局でやっている
ところのほうが確か多いのだと思います。教育委員会でやっているところもあり
ますけれども。

橋本委員 いや、私が言いたいのは、多いか多くないかとか、権限がどうかとか、どう
でないとかではなくて、松本城も教育上非常に重要なものであって、松本城管
理事務所で松本城に関するいろいろな行事がありますでしょう。これまで教育
委員会が管理運営してきたそういったところには教育に配慮をしてきてやって
きたけれども、これが観光関連部署に移ることによってその辺の教育的配慮が
少なくなると、それに対しては教育的配慮もお願いよという手立てを残してお
きたいということなんですよ。要するに、この間からずっと申しあげているよ
うに、市長にも何度も申しあげたように、教育とか、科学とか、いろいろなも
のと経済を一緒にすると経済が勝ってしまうのですよ。今度美術館にしても、
それから松本城にしても経済部署に移るというのは理解できないわけではない
のだけれども、そこが中心になって運営をすると経済が優先になってしま
うんですよ。それは今のコロナ対応を見たら分かるでしょう。原子力発電の対
応を見たら分かるでしょう。だから松本城にしろ、美術館にしろ、これが教育
委員会から外れて他の部署のところに行くと、教育に配慮しますと言ってみて
も具体的中身にそこの配慮が出てくるかどうか分からないので、まさしくこ
の意見というのはそこをどうやって担保するかということが重要なんですよ。
だからそこは松本城についてもその部分は付言しないことには話にならないで

はないですか。一般論としては、教育にも配慮しますとか、それは言いますよ。でも担保が無いではないですか。それは意見を通じて担保を用意するのでしょうか。違いますか。

教育政策課長 何かしらのお城に関する条例を改正しようとするときとかというようなことがあった場合に、教育委員会として意見は言えると思います。それは総合教育会議であったりいろいろな会議の場だったり予算の場であったり、そういうところを捉えて意見は言える場はあります。

橋本委員 それではいいですよ。それではこの何条かではないけれども、今回来た要請についてそれに当てはまらないというのであれば、それは美術館だけに答えて、松本城についても、全く法令の根拠に関係なく、教育委員会として決議して、議会に対して意見陳述すればいいではないですか。聴くか聴かないかは別として、それはできるでしょう。教育委員会でそれを付言したということは議会に事実として議事録として残っていくわけですから。だからこの根拠で駄目だ、どうしても法令上駄目だというのなら、その根拠ではない形で意見陳述をすればいいではないですか。それはどうですか。

意見陳述は議会に対してやるわけでしょう。

教育政策課長 今回のこれは市長に対してです。

橋本委員 それでは、これとは別途に、松本城に関する件に対する意見陳述という形で市長に対してもやればいいではないですか。私はそれだけ重要な案件だと思いますよ。だって先般、総務部長が来ていろいろな話をしましたけれども、結局部長が言って帰ったのは何ですか、私を信用してくださいだけです。そこで私はそんなの担保にならない、あなたは信用できるかもしれないけれども、部長が代わったらそれはもう駄目ですという話ですよ。文書だとか、議事録だとかそういうものできちっと残さないと担保できないではないですか。

教育長 松本城の議論はちょっと置いてください。美術館条例が来ましたので、今審議している美術館条例について、松本市美術館条例それから松本市梓川アカデミア館条例、これが基の条例ですので、これを見ていただいて、どこの部分が今回変わりますか。

教育政策課長 この中の「教育委員会」と書かれている部分が「市長」となります。

教育長 それが全部読み替えになるということですね。

福島委員。

福島委員 そうだとすると、条例を示していただいて、どこがどう変わるかというのを示すというのが最低限議論には必要で、先ほど橋本委員さんもおっしゃいましたけれども、何かもう少し、この件で今までも何回も議論になっているわけですから、そのくらいはしていただきたかったなというのがあります。

教育長 条例を事前につけてもらいたかったと。

福島委員 「教育委員会」というところが全て「市長」となって、あと「教育委員会」だけ削られるというところもありますけれども、ずっと議論されている教育に関わる部分についても意見を言えると、何かそういうものをつけると書かれていましたけれども、議案第2号の6ページの6の一部改正の趣旨のところに、なぜそうするのかというのが一層のまちの活性化と観光振興とはっきり書かれていますから、先ほどの議論ではないですけれども、そこと教育的な目的が対立したときに、市長側の主張が通りやすくするように、そのための改正と考えればよろしいのでしょうか。

教育政策課長 美術館が市長部局には移るのですがけれども、美術館自体はそもそも博物館法に縛られているもので、博物館法に則って事業を行っているわけなので、教育に関する部分というのはそもそも学校と連携だとか公民館と連携だとかということとは美術館ができた当初からの柱の中に入っていてやっていることなので、この部分は変わりなくやっていくということです。

教育長 本来の使命は博物館法に則ってやっているという、そういうことですよね。
はい、副館長。

美術館副館長 博物館法に定められた登録博物館であるということに一切変わりはありませんので、私ども美術館とすれば、まず基本は博物館法、これに基づいた事業をしっかりとやるということです。さらに補足を申しあげますと、文化芸術基本法という法律が平成29年に改正になっていまして、その中の基本理念のところに追加された項目がございます。それを読みますと、基本理念の第2条の第10項に、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意思と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的

な連携が図られるよう配慮されなければいけない」と、このように文化芸術を教育プラスすこし広くと国の法律で規定されていますので、その旨も視野に入れながら、ただ先ほども申しましたように、博物館法の基本理念はしっかり守ってやっていくということで現場では考えております。

橋本委員 はい。

教育長 橋本委員、どうぞ。

橋本委員 そんなことを言うから信じられなくなるんですよ。法律が変わって、本来ならばもっと早く教育委員会から外してもよかったわけですよ。法律はどちらかというと観光に力が入っていると言いたいわけでしょう。でも、松本市は今まで教育委員会配下に置いてきたわけですよ。それはなぜかという、美術館が持っている教育的見地ということ「学都」として非常に重視したからなのです。いいですか。今度、あなたがおっしゃるようなことで美術館が運営されると、教育的見地がどこか置いてけぼりを食って、どんどん観光振興ということにウエートがかかっていくということに対して我々はどうやってブレーキをかけるかということなんですよ。ウエートがそっちに移っていくのは全体としてやむを得ない方向だとは思いますが、でも教育を忘れないでねと、美術館が持っている教育的見地を忘れないでねということなのです。それは企画運営の細々とした中で常に意識されながら運営されているかということをお我々としては何らか担保したいということなんですよ。

そういう意味では、そもそもこの回答欄なんて全然アウトですよ。異論はありませんではありませんよ。仮に認めたとしてもやむを得ませんですよ。教育委員会は異論がありません、どうぞ、どうぞという馬鹿な回答できませんよ。まさしく今、福島委員がおっしゃったように、観光だとか何かそういうことが重要になっていることに鑑みれば、「やむを得ません」ということなのではないですか。「ただし」のところが総論みたいなことを書いていたのでは駄目で、いかに担保するかという中身をきっちり入れないと、意見具申としての意味をなさないではないですか。これでは全然駄目だと思いますよ。例えば、企画展等については事前に教育委員会に連絡いただくとか、それについて我々が意見を述べるチャンスがあるとか、そういうようなことで美術館の運営が市長部局に移っても常に教育を意識しているかということをお担保するような、そういう

仕組みが必要ではないですか。そういったことを書き込まないと意見具申の意味合いがないではないかと私は思います。

教育長 他の委員は、どうぞ。

市川委員 はい。

教育長 はい、市川委員。

市川委員 先ほど教育長は、美術館は美術館とおっしゃったのですけれども、美術館とお城というのは一緒に話を進めていく中身があるんですね。別々にということでは分かるのですけれども、私が来たばかりというか、来る前だったのですけれども、松本城のビアフェスがなかったではないですか。あの問題をもう1回考え直したほうがいいと思うんですね。思い出していただきたいと思うのは、ビアフェスも商工観光課が窓口になっていろいろ進めているうちに、当時の所長が中止を決定したということで、最後は謝るほうは教育長とか教育部長が市民に対してというか、フェスをやっている人に対して謝った格好になったのですけれども、美術館の正面玄関で露店を出してお客さんも来るから一杯みんなで行ろうとか、教育委員会にしてもこれが全然松本城が無関係かという、橋本さんに言わせれば経済優先になってくるといふのと一緒にならないようにするには、美術館の話も松本城の話も一緒に考えていかないと、松本城に関してはもう一切切ってあるから意見を全然聴かなくてもいいんだよという話にはならないほうがいいのではないですかね。

教育長 そこを整理して、まずは美術館のご意見をお願いします。意見が求められているので何らかの形で回答はしていかななくてはいけない。その回答案について、今、橋本委員からはご意見がありました。

福島委員 例えば、美術館が市長部局に移りました、その後、定例の教育委員会とかに美術館の副館長はいらっしゃらないという理解でよろしいのですか。

美術館副館長 基本的にはそうです。

教育長 そうですね。

福島委員 ですよね。そうしたら結局美術館で何をやっているのかとか全く分からないではないですか。こういう企画やりました、どのぐらいの人が来ました、子どもはこのくらいでしたとか、子どものためにこういう企画をしていますというような報告が全く無くなるということですよね。では、どうやってチェックす

るのですか。ホームページとか見て、教育委員会で意見を言うのですか。そういう具体的なものは全然無いわけですね。

美術館副館長 組織が変わってしまうということです。教育委員会にも配慮して、それから市長部局でもやる。正直なところ普通そこまではやらないと思っていますけれども。

橋本委員 それの報告をこの意見書の中で求めればいいわけですよ。事業をやるときに今期の事業はこういう事業をやります、教育的配慮はこのようにしていますというような、企画展とか、四半期に1回なのか、どこら辺で1回なのか、報告を求めて、意見を言えるということをどうやって美術館運営に当たって担保するのかということを回答に書くべきだと思います。そのためには、「異論はありません」では駄目で、「やむを得ない」との回答だと思います。やむを得ないので、それはきっちり報告を求める。企画展などについてももう少し子どもたちに見せるチャンスを増やしてくださいよとか、そういう運営に意見を言えるような形にしておかないと、今までとはそこは大きく変わってしまいますよ。この案ではでは総論しか言っていないと思います。

教育長 ただ今までも企画展の運営、企画等については、教育委員会で一応報告は年間のものはしていましたけれども、特に企画のところでご意見をいただくとかという機会はありませんでしたよね。

美術館副館長 そうですね。

福島委員 企画自体が何かとかではなくて、今まではちゃんとありました。未就学の子どもに対する企画というのはこういうものがありますとか。

教育長 報告はね。

福島委員 いや、報告だけではないですよ。中身についても結構私は意見も言っています。

教育長 最初の点検評価ですね。はい、分かりました。すいません。

橋本委員 仮に報告が無かったとしても組織の一員で指揮命令系統の中に入っていると、当然そこを意識して組み立てるわけですよ。しかし組織から離れていくと、そのところは頭の片隅からどんどん離れていってしまうのですよ。だからそこは、あった、なかったという話ではなくて、今度、より明確に意見を求める、それから報告を求めるという形をこの中で担保しないと、どんどん無視されて

いってしまいます。

教育長 はい、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 すいません、博物館協議会委員の委嘱というのが今まで教育委員会の案件にあったと思うのですが、美術館とか博物館で行われる様々なもの、先ほどの企画のようなものは、年間通じてとかこの協議会の委員の中で諮ったりされているものなのでしょうか。

教育政策課長 それは博物館のほうで、美術館のほうはそのメンバーではないです。

佐藤委員 それは社会教育委員ですか。

教育政策課長 毎年のチェックをかけるのは、社会教育委員が点検評価をしております。

佐藤委員 それは、企画に関わっているということではなくて、点検評価ということですか。要は、先ほどから、例えば企画が問題というか議論すべきものかどうかというようなところも含めて、どこかそういう練る場とか、こういった教育委員会に類するわけではないですが、チェック機構というか、案を共に考えるようなところがあるのかな、どうなのかなというところをお聞きしたいと思いました。

美術館副館長 現状を申しあげますと、企画展については学芸員が実際やる数年前から仕込み作業に入りまして、当然相手もある話ですので、できるという見込みがたった時点で、当然予算が伴いますので、予算審議を経て、その過程の中でお示しをしていくということで、その企画展をやるために、これが教育的見地としていかがかどうかということをお諮りするところまでは、正直できておりません。ただ、結果については、今までも、どういった効果があったかということも含めてしっかりご報告はしておりますし、これは、教育委員会の場でできるかどうかはまた今後の課題だと思うのですが、何らかの形で市民の皆さんあるいはその代表の方に報告する場面というのは今後もつくっていけるものと思っております。では、企画展の教育的見地をどう担保するかというところは、正直申しますと、しっかりとした学芸員の資質を持ってということにかかってくると思うのですが、おっしゃることは重々承知はするわけではございますが、そこはある程度の裁量をもたしてやらせていただきたいというのが現場の考えでございます。

教育長 福島委員のおっしゃっているところは、特に幼児云々で、教育普及のところ

ですよね。主な事業の柱が、確か4つありましたよね。

美術館副館長　そうですね。鑑賞の場、表現の場、学習の場、交流の場というのが、美術館の4つの柱でもございますので。

教育長　福島委員は前からずっと教育普及のところが一番大事で、そこだけはきちっと担保して引き続きやってほしいと。ですので、特に来年は1年休館になるので、もし教育委員会から離れても、学校へのお出かけですとかそのことだけはしっかりやるように何か企画しているとお聞きしているのですけれども。

美術館副館長　はい。今、公民館主事会にも話をして、美術館が1年休館になるということで、その間、美術館の職員が出向いて地域の人に普及事業をやりたいということで投げかけをさせていただきます。その部分の基本のところは美術館が変わるわけではございません。ただ橋本委員がおっしゃるように、観光の部分が来れば削られるのではないかとということでございますが、それはバランスの問題と申しますか、最初に申しましたけれども、あくまでも登録博物館であるということに変わりませんので。

橋本委員　それは、今の人はいいですよ。そうやっておっしゃるのです。そういうことを私が申しあげているわけではなくて、先行きについても、それを担保する仕組みが必要だといっているわけです。それは、連絡、報告を受けることによって、意見を述べることによって、繰り返し教育委員会から言うというようなチャンスが無いと担保できないのではないですかということです。だから、それが四半期に1回なのか年に1回なのか半年に1回なのかは分かりませんが、美術館の企画内容の事前の連絡、報告、それから意見を述べることができ、その結果どうだったのかということについても報告いただくようなチャンスは引き続きつくってもらったほうが担保できるのではないかと思います。それをこの中に具体的に書き込んだほうがいい。そういうふうにするかどうかは分かりませんよ。我々の意見だけでも、議会ではそんなことは必要ないと言われるかもしれないし、議会にもそうだと言われれば、違う組織になっても組織運営上そういうオブリゲーション（義務）を負うわけではないですか。

教育長　だから具体的に言えば、この文案の第1段落の最後の、「今後とも教育委員会と連携して事業を行うよう付言します」、ここの部分ですよね。この部分が連携の中身のようなことで、より具体的にになればということですよね。

橋本委員 もっと冒頭部分なんです。私自身がもし直すとすれば、「教育的な役割を十分考慮するため、そのために企画展等の内容を事前に連絡いただくほか、教育的な効果についてもご報告いただきたい」というような表現ですかね。

美術館副館長 企画展の内容を事前にというのは、非常に難しいと申しますか。

橋本委員 いや、だからそこなんです。企画展はつくっているけれども、子どもたちへの配慮も何もなくて、いや、企画展の中身まで言うつもりではないですよ。そうではなくて、この企画展において、これぐらいの子どもたちをこう呼んで、こういうふうに教育的なところには配慮しながらこの企画展をやりますとか、それはその企画の中身によって違ってくるではないですか。

福島委員 いいですか。

教育長 どうぞ。

福島委員 私が今までここを大事にしてくれと言っていたのは、企画展がどうかということではなくて、ふだんから美術館というものが子どもの身近にある存在であってほしいということなんです。企画展がどうのという話で言えば、例えば企画展をすることで、付随していろいろなワークショップとかが行われるわけですよ。そこに必ず子ども対象のものは入れてくださいとか。あと、小中学校の子どもたちに、美術館とどういう関わりがあって、どんな相互の交流が行われているのかとか、そういうことに私は興味があるのですけれども、これまでの話合い、総務部長がいらして話合いをしたときに、橋本委員がさっきからおっしゃっている、連携が担保されるように何とか形にしてくれるものだと思って今日来ましたが。

美術館副館長 そもそも博物館法の中に「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。」「博物館は、その事業を行うに当たっては、土地の事情を考慮し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。」ということがしっかりうたわれていますので。

橋本委員 だからそういううたわれていることをちゃんとやっているかどうかをチェックすると言っているんですよ。それをやるつもりだったら別に苦でも何でもないでしょう。それを教育委員会に連絡、報告をしてもらうという形によってそれを担保するということなんです。ということを、私は書き込むべきだと思

いますけれどもね。だからもう一度言います。「異論はありません」は意義あり、「やむを得ない」だと思います。

教育長 どうしますかね。以前にも意見書を出したことがありまして、修正をして了承をして出したということがありました。もう一度整理をしてみますと、法律等では一応保障されているのですけれども、特に福島委員がおっしゃるのは、子どもに関わる行事、教育普及事業、ワークショップも含めていろいろなそういうものが、今後も、今まで以上に子どもたちに保障されるようなことがきちっとまず欲しいということですね。市長部局に移管されようが、それだけはしっかりと、それをずっとおっしゃっていましたよね。それが子どもたちの幼児期からの豊かな体験につながっていくということで一番の願いだということ、福島委員はずっとおっしゃっているので、そのことを何らかの形で文章化をしてやっていくと。橋本委員の中で、例えば年1回ぐらいは美術館事業について何らかの報告なりがあって、それが連携の中身で、こちらでも意見を言って、今年よくやってくれたから来年ももっとこんなふうにできたらいいですねというような、こちらがやれ、やらないとかという問題ではないので、そのことをお互いに意見交換する場を設けるとかそういうような中身なのですかね。

橋本委員 それを具体的に書いたほうがいいですよ。

教育長 今のようなことをね。

橋本委員 はい。

教育長 意見書としてそういうことを書き込んで、だから何か対立関係があるわけではないので、今までやってきたことをより充実させたり、市長部局へ移っても今まで以上に子どもたちのために、子どもたちの豊かな情操とかそういう面で美術館が役割を果たしていただきたいという、そういう意味ですよ。では、そのような中身で、今日は意見聴取の回答については保留とさせていただきます。

橋本委員 いや、私は言ったけれども、最初が一番重要で、本当に「異論はありません」でいいのですかということだけ聞いてください。私は少なくともここに書いてある一層のまちの活性化や観光振興につなげていくことは理解できることから「やむを得ません」だと思います。だから、本件の改正については、ここに書いてある理由が理解できることから「やむを得ません」だと思います。要するに、教育委員会がもろ手を挙げて、どうぞ異論はありません、どうぞ、持

っていってください、我々は学校のことだけやっておけばいいのですというスタンスですかということなのです。

教育長 それでは、この議案については、今様々なご意見をいただき、結論が出ませんので。

橋本委員 そこは皆さんに聞いてください。ここの結論を、「異論はありません」というのだったら、そのまま進めればいいけれども、私は反対だと申しあげているわけです。この主題をどうするか、「やむを得ない」のか「異論はありません」で全然トーンが違いますよ。冒頭は結論ですから、はっきり賛否を採るなり、皆さんの意見を個別に聞くなりしていただかないと、事務局で進められる分には、私は解せませんね。

教育長 ただこの中身が問題で、中身がはっきりしてこないと、異論がないのかやむを得ないのか判断できないのかなと。私はそういう意味でここのところは考えていましたけれども。

橋本委員 いや、中身は、具体的に書き込んで教育的見地を担保する中身にするということでしょう。そのときに「異論はありません」になりますかということです。

教育長 そういう中身なら「異論はありません」というまとめ方もある。もともとの提案は基本的にはそういう立てつけになっています。

橋本委員 私はそれには反対します。それだったら、私は賛成しません。それなら、決を採って反対1 といって議事録に残してください。

教育長 です、それも含めて再提案をするということではいかがですかね。

市川委員 もう一度決が採れますかで、いいのではないですか。

橋本委員 それでは、もう一度教育委員会を開くわけですね。

市川委員 もう1 回開いてこれをやるということですよ。

橋本委員 もう一度作り直してですか。

市川委員 そうということですね。

橋本委員 それでは間に合わないではないですか。議会にも出すのでしょうか。我々の意見を聴かないと議会に出せないのでしょうか。今決めないと、間に合わないではないですか。

教育政策課長 できれば方向性を出していただければ、方向性さえ決まればこちらとしては案をつくってお配りするなり、書面で。

市川委員 書面で1回出してもらおうというのは、どう。

橋本委員 いやいや、どんな中身が出てこようが「異論はありません」だったら、私は吞めませんと言っているわけです。皆さん吞めるのだったら、吞めるとおっしゃればいい。中身さえ変えれば吞めるとおっしゃるようだったらそれで構わないけれども、私は「異論はありません」という結論は教育委員会としてあり得ないと思っています。

教育長 どうでしょうか。冒頭の部分についてだけここで決めるのか。それとも全体像の書面を見て決めるのか。そこのところはどうでしょうか。皆さんのご意見で。もう議会に出していかなくてはいけないので。冒頭の言葉も含めて検討するのか。橋本委員はこれだけ先に今決を採ってほしいというようなお話でしたけれども。

橋本委員 でないと、立てつけられないでしょう。

市川委員 この問題は難しい。どうしても松本城と絡んでしまうな。

橋本委員 そう、松本城もあるんですよ。

市川委員 そういくと、どうしても絡んでしまうんだよ。松本城は全く協議しなくて動くという話でしょう。

橋本委員 だから松本城については別途意見書を出したほうがいいんですよ。

教育長 今それは別にしてください。

市川委員 どうしても絡んでしまうんだよな。

橋本委員 逆に教育長にお伺いしたいのだけれども。

教育長 はい。

橋本委員 「やむを得ない」ではなぜ駄目なのかを教えてくださいませんか。

教育長 「やむを得ない」ではなぜ駄目なのかというよりも。

橋本委員 「異論はありません」で収めたいとお思いの背景を述べていただきたい。

教育長 異論がないという中身にこの下がきちっと立てつけになれば、ここで「異論はありません」ということです。

橋本委員 それは消極的理由ではないですか。結論を「異論はありません」にしたいのはどうしてですかと聞いているわけで、要するに、市長部局との間の関係ですか。

教育長 それは以前に移管するということについては了承してあるので。

橋本委員 了承でも了承の仕方があるではないですか。

教育長 では、いくのが「やむを得ません」ということですか。一旦了承したからこれについてこういう意見を付けて、これについては了解しましたという立てつけで私はいいのではないかなと思っています。

では、この部分だけ事務局ははっきりしていただいたほうがいいということですか。

教育政策課長 方向性だけ決めていただければ案を考えますので。

教育長 それでは「やむを得ません」にしますか。「異論はありません」も含めて全体を協議するのか、冒頭の部分だけの方向性を決めていただければいいということですか。

教育政策課長 どうしても条例改正をすることについてどうかという結論なものですから、移管するということは認めるということであればその条例改正についてはいいですということをお答えしなくてはいけないと思います。

教育長 そうですね。

橋本委員 それは立てつけがおかしいのではないですか。駄目だと言っているわけではないのだけれども、しょうがないかというのは、「やむを得ません」というのではないのですか。「異論はありません」というのは、全く異論はありませんということです。それは別に条例改正だけを言っている話ではなくて、条例改正の裏側にある組織改正も含めてそう言っているわけで、教育委員会にいる人が自分たちの組織が小さくなるのを歓迎するのですか。いつも言っているように、普通は歓迎しないよ。

教育長 それは、私は橋本委員とは違います。教育委員会が肥大化し過ぎて、今までも文化やスポーツが教育委員会から離れて、そして教育委員会は特に学校教育等にもっと注力していく必要があるということで、少しずつスリム化していく必要があると私は思っていますので。

橋本委員 私は数がパワーだと思うんですね。

教育長 橋本委員は組織は大きいほどいいという持論を今までもお話してくれました。それは承知しております。

福島委員 すいません。

教育長 はい。

福島委員 議案第2号の6ページの5の続きで経過のところ令和2年の4月に文化に関することが市長部局にいくということが決まったと。ちょっと失念しましたけれども、このときの文章というは異論ありませんというような感じで出していましたか。

教育政策課長 今調べてきます。

教育長 ちょっとお待ちください。これも確か修正をして出したということは記憶にあるんですよ。

福島委員 この間総務部長がいらしてお話されたのは、あれは一体何だったのですか。

橋本委員 組織改正について説明しておおむね了解したというような感じになったからこの改正案が出てきているわけでしょう。私はあのときは了解したなんていうものではなくて、やむを得ないと言ったと思います。観光だとかそういったものに注力するために組織改正をしないと、それは理解できる、それが理解できなければやむを得ないではなくて、そんなもの嫌だという話になるのだけれども、それは理解できるのでやむを得ませんということです。でも教育委員会はずっと教育のことを大切に思っている部署なので、教育の部分はずっと視野に置いてくださいというためには、そっちにいくのはやむを得ない、ウエートがそっちに変わるわけですから。教育委員会として異論がないだというのは、私は全然論理矛盾だと思います。だからこれは結論がやむを得ないとなると、「ただし」ではないんですよ。「ただし」ではなくて、ここの部分は別に「しかしながら」を入れなくてもいいですけども、この部分はきちっと担保していただきたいよう付言しますと、付言が非常に重くなる。

教育長 だからこの下の3行はいいですよ。

橋本委員 下の3行はそういった意味で具体的な中身が書かれれば私はいいと思います。総論だけだと具体性に欠けるので、報告、連絡とか、意見を言える場をセットしたらとか、そういったようなことが記載されれば。

教育長 だから「必要と認めるときは」、これは我々が必要と認めるときはだから。教育委員会が「必要と認めるときは」と、これはこれで我々が必要と認めればいいので。

橋本委員 でも、これはそれだけが残ると、教育委員もどんどん変わっていくと、いつの間にかそろそろ求めようよというのが定例的に無いと忘れられる。だから

少なくとも年に1回はとか、それがあることによって運営が物すごく教育を意識して運営せざるを得ないという格好にしておいたほうが私はいと思いますけれどもね。

教育長 福島委員、前回の回答をご覧になって、どうですか。どうぞ。

福島委員 このときの中身というか、何が移るかという話と、これが美術館だったということですか。

教育政策課長 このときは文化というものを移すということで、文化財の保護を除く部分の文化を移すと。文化スポーツ部で法律に基づいて文化芸術推進基本計画をつくらないといけないというのがあって、そのときに市長部局に文化が扱えないというようなことがあって、文化を移すと。

福島委員 文化財の保護を除くその文化というのはここに何が入っていたわけですか。その文化に含まれるものは何ですか。

教育政策課長 組織ですか。

福島委員 はい。

教育政策課長 組織は動いていないです。

福島委員 ないですか。

教育政策課長 ないです。

福島委員 その後いろいろと具体的なものがあがってきたということですか。

教育政策課長 去年は実質の組織の移動とかはなくて、ただ文化スポーツ部が文化を扱えるようにするために改正したという程度です。

教育長 実際、組織は変わっていたけれども、条例の整備ができてなかったんですよね。文化スポーツ部というのはできていたのだけれども、まだ権限が教育委員会へ残っていたんですよね。ですので、文化を移管しているということを条例上きちっと整備したと。でも実務はもう組織上文化スポーツ部へ動いていたんですよ。

福島委員 それはスポーツですよ。

教育長 文化スポーツ部へね。

福島委員 でも、基本はスポーツ振興でしたよね。

教育長 文化振興課。松本城を世界遺産へとかああいうことを扱っています。そこが実際動いていたのだけれども、条例のところではそこが整理できていなかった

ので、きちっと整理したと。

福島委員 ただ市長が替わっているので、市長が替わったらいろいろ替わるよなと、すごく思うのですけれども、令和2年のときより前にいろいろなものが市長部局にいくかどうかというようなときに、美術館もその話題があって、確かそのとき松田さんが美術館の副館長さんで、市役所の職員の皆さんから教育委員会にとどまったほうがいいという意見だったと、私は記憶しています。教育委員会もそれをそうだねと言った覚えがあります。ですから、職員の人が替われれば考え方も変わるわけで、だったらどこか人が替わっても一番大事なところは不変であってほしいからそれをどういうふうに約束できますかということを、私はずっと同じことを言っているのですけれども。

教育長 そうですね。

福島委員 はい。

教育長 分かります。ずっと一貫して同じことを言っています。

福島委員 同じことを言っています。だから移管することはいいのですけれども、移管したことで何か大事なもので一緒に無くなってしまうのは困るということです。

教育長 分かります。だから橋本委員も言っていることは同じなんですよね。異論がないかやむを得ないかは別にしても、移管についてはいいと。ただそれをきちっと具体的に、特に教育に関する部分については将来にわたってきちっと教育委員会と連携というか、例えば教育委員会の意見を聴きながらとか、一緒にここで意見交換をしながらとか、連携の中身のあたりですね。そのことをきちっと文言として付して、常にここに書かれているからそのことが行われているかどうかということを将来にわたってきちっと私たちの側からも点検をしていくというようなそういう仕組みということですかね。

です。ここで冒頭の言葉をどうするかということを決めるのをそんなに。どうですかね。

市川委員 いいですか。

教育長 はい、どうぞ。

市川委員 言葉を変えらというのは非常に難しい。こだわっている意味は、「異議ありません」は全面降伏みたいなもので、会社ならいいのですけれども、教育委員

会というのは、教育委員会がちゃんとここに独立しているということが大きい担保があって、今言ったように、人が替われば、社長が替われば会社が変わりますし、市長が替われば行政も変わるのですけれども、この変わり方の中に、今ずっと言っていること、福島さんが言っていること、今日の橋本さんの言うことと言えば、「異論ありません」以上終わり、あとはどうにでもと、それは、もう100%完全に離れるから、担当者の人たちもこう言ってもらったほうが行政の世界ではやりやすいと思う。ただそれではいけないというのは、原点に帰れば、なぜ出だしのときに教育委員会にあったのか、世の中が変わってきて移っていくとは思いますが、これから続くことは、今度は今のまま動いていけば、できあがった博物館もああいう場所にあって、これからはもっと経済的にやらなければいけないというと、教育委員会からは離れたほうがいいのではないかという意見がまた出る。それは何かというと、市長というか、行政から見れば、市民がそういう具合に経済のところで見るということ動きやすいけれども、教育委員会というものがある限りは、第1回目のこれは大切にしていってほしいのではないかと思いますね。だから橋本さんの意見に私は賛成します。ただ100%頭から市長と対決するということではなくて、一緒にやっていく中にもちょっと意見を言いますよというか、いつでもすぐに行動できますよということを担保してもらいたいというのはあっていいと思いますね。

橋本委員 認めているわけですから、やむを得ないのだったら別に市長と対決とするということではないですよ。私は別に市長と対決するというか、そういう話ではないと思うんですよ。基本姿勢の話なのです。

教育長 それは全然違う話だと思います。

市川委員 そういう言葉を入れればいいのかではないですか。

教育長 そういう言葉というのは。

市川委員 「異論ありません」というような橋本さんの言ったようなことですよ。

教育長 「やむを得ません」というほうにしたほうがいいということですか。

福島委員はどうか、その辺については。

市川委員 異論はありませんということを、私は最初これでいいとこれを全部もうオーケーしていたんですよ。異論なし、これでよしと、ここに来たのですけれども、ちょっと引っかかってきてしまったのが、副館長のおっしゃっている言葉のこ

ういう気持ちを聞いたときに、私から見て、心が全部今までの副館長と違った人柄に見えてしまうのです。それは変な意味ではないですよ。

美術館副館長 教育を大事にしないと、そういうことですか。

市川委員 教育を大事にしないということではなくて。

美術館副館長 そういうことはないです。

市川委員 そういう意味ではないです。こういうことに対して話すこういうイメージが薄れてしまうと、私は取れたんですね。だから薄れさせないためにも、これを少しこの中の言葉の中に残してほしいなと思いました。

教育長 はい。

市川委員 私の言い方はおかしいかな。だから副館長がいいとか悪いではなくて、気持ちの上で方向を変えてしまうと、これはゼロになってしまう気がするんですね。今、福島さんが言ったように、我々の思っていることがゼロになってしまうのはいけないということです。報告にさえ来ていれば意見を述べられるのですが、けれども、シャットアウトされてしまうと分からないですから、意見を述べられなくなってしまうのですよね。ここに参加してこないのだから、報告が得られないですよね。だって移管されたものに関して、今、スポーツとか何も全然分からないでしょう。そういう組織ですもんね。

教育長 ただ子どもに関することだとかそういうことは連絡を取り合っています。学校スポーツに関してとかはあります。

小林課長、表現については、特に「やむを得ません」とか「異論はありません」という表現については、特に問題はないということですか。

教育政策課長 はい。それは教育委員会で決めていただくしか仕様がなないです。

教育長 はい。

教育政策課長 あと、どう伝わるかということですね。

教育長 そうですね。だからこれを今2つ並べていると、冒頭に「異論はありません」というのと、一番下にこういうことなら異論はないという書き方はあるのかなと私は思えたものですからね。

市川委員 提出物としたら、「異論はありません」とばさっといくよりは、下についていたほうが、受ける側の市長にしてみれば、クッションが違いますよね。

教育長 こういうことが担保されていれば「異論はありません」という形のでもいい

のかなと。こういうことなら「やむを得ません」と言う。

橋本委員 異論がないというのは、普通はそういう条件が少ないんですよ。異論がないというのは、どうぞということなんです。基本は「たら、れば」ではないんですよ。

やむを得ないというのは、何か引っかかっているのだけれども、今の流れからいくと、やむを得ないもしくはしょうがないよねと。でもここは担保してよという、「でも」なんですよ。

教育長 総論は賛成だけれども、各論はしっかり担保してと、そういうことですか。

橋本委員 はい。

教育長 そうですよ。言ってみればね。

橋本委員 ここは極めて重要な印象を含むと思います。

教育長 それはかなり重要な印象だと思います。

橋本委員 はい。

教育長 受け止めるほうは。

市川委員 そうですね。

教育長 はい。教育委員会の意思としてはかなり重要な印象を受取ると思いますね。

市川委員 両方をうまくまとめるには、私だったら異論はありません、これでオーケー、ただし、今、橋本さんがおっしゃったことをこの下に言葉を足す。

橋本委員 いや、だから語尾をどうするのですか。「異論はありません」ですか、「やむを得ません」ですか。

市川委員 最後はやむを得ないでしょうね。

橋本委員 やむを得ないほうが、附帯条件が大きく浮かび上がるわけですよ。

教育長 時間が無いものですから、そろそろ結論を出していきたいと思いますが、頭に持ってくるか下に持ってくるかは別にして、中身については今お話に再三あったようなことなのですから、教育委員会で結論を出せばいいことなので、どうしますか。

市川委員は今また異論はありませんというような形にしていくというようなご発言もあったし、いや、それはという橋本委員のご発言もありましたし。

市川委員 まとめないといけないと思って、この話をまとめるということになれば、今、ここでどうしても今日中に出すということになると、結論が出てこないという

ことになれば。

橋本委員 だからそれはもう挙手で決を採ればいいのではないですか。

教育長 はい。

橋本委員 「異論はありません」か「やむを得ません」かで、どちらに賛成しますかという形で。

教育長 それでは、決を採るということで、いいですか。それでは、中身についてはもちろん書き直して、そしてご提示をして、修正を加えていきますけれども、語尾にするかまた冒頭にするかもまたそれは別ですけれども「異論はありません」、それから「やむを得ません」、どちらにするかということで、ここで一応決めていただいて、それに従って事務局で文案をつくると。

それでは、この原案にあります「異論はありません」という形でまとめていくということで、賛成の方は挙手をお願いします。

佐藤委員 すいません、やむを得ないと異論はないというのを受け取った側はこの文言についてそんなに大きな差があるのかどうかというのが、私は分からないのですが、逆に言えば、今の議論をまとめると、多分委員の意見としてはやむを得ないだと思うのです。ただやむを得ないという文言を取ることが、そんなに大きな何かがあるのかどうかというところが、私はもう少し分からない部分があって。

橋本委員 結論は変わらないですよ。ニュアンスが変わる。

佐藤委員 そうですね。そうなのですが、多分行政側からすると、それは私たちというか、私が考える以上に、それは重いことなんでしょうかというところをお伺いしたいです。結論は同じなので、逆に言えば、私は正直どちらでもいいと思っていて、教育委員の議論を取ったとしたら、やむを得ないという文言になるのだと思うのです。ただそれを取ることの意味が行政の中でそんなに重いことなのであれば、そこをお聞きしたいと思ったのですが、そこはいかがでしょう。非常にそこが重い文言というか、重い決断になるのでしょうか。

市川委員 今聞いていると、どっちにしてもらいたいかという感じですよ。やりやすいかな、こうやってやったほうがやりやすいのかなと。市長に対して、市長の下にこれから組織が変わり、動いていくというときに、そうやって教育委員会でやってもらったほうがやりやすいのかな、こんなことやりづらいなということ

ですよ。その中のトータル的に考えているのですけれども。

教育長 どうでしょう。

佐藤委員 すいません、私が横やりを入れて。でも、結論は同じわけですよ。

橋本委員 結論は同じですけども、出ていくニュアンスが全然違うのです。おっしゃるとおり、多分行政の人々にとってみれば、「異論はありません」のほうがいろいろなところからの風当たりが少ない。でも、「やむを得ない」という形になると何となく今市長が進めている案件について結構強力に押し進めているなという雰囲気は出るでしょうね。でも、結論としては変わらないですから。

私がやむを得ないに何でこだわるかということ、市長云々の問題ではなくて、まさしく我々がこれを「うん」と言うためには附帯条件が必要で、附帯条件がついているものを異論がないとは言わない。だから原案はおかしいんですよ。何々が担保されるのであれば異論ありません、されるなら異論ありませんというのは、論理としておかしいんですよ。要するに、附帯条件に我々は今一番重点を置きたいわけで、これを担保してねということが一番言いたいわけで、そのためには「異論はありません」では、私は筋としておかしいと思いますよ。

佐藤委員 私も本業の日本語教師としては賛成です。一方でこの言葉の持つことの意味がどうなのかなということをお聞きしたくてした質問でした。

教育長 どちらに賛成ですか。

佐藤委員 なので、やむを得ないという言葉と異論がないという言葉は、非常に大きく変わっていくことですか。それがそんなに大きく変わらないのであれば、確かにおっしゃるとおり、前後関係から見ると、また今回のこの場から考えるとやむを得ないという表現がいいのかなと思っています。それに対して、もしそういうことになった場合に今後こんな支障があるということが、もしあるのであれば。

教育部長 佐藤委員、ご配慮いただき、ありがとうございます。

佐藤委員 いえいえ、配慮というか、分からなくてした質問でした。

教育部長 支障があるかないかというと、多分私はないと思うのですけれども、橋本さんがおっしゃるとおり、例えばそのやむを得ないと言うと、ちょっと教育委員会で何か引っかかるだとか、そういう部分のニュアンスが伝わるかどうかということだけだと思うのです。ただし、市長が教育委員の席に来て新しいまちづく

りにかける想いをお話した経過があつて、その中でもその美術館のことだとか皆さんにお話して、意見交換をして、その後は、新年度の組織改正で総務部長が来て、それが了承事項かどうかということではないのですが、こういうような手続でというようなことでやってきたことからすると、私の感覚的には、例えば何か引っかかるなという感じが受け止められるかどうかということぐらいですかね。

橋本委員 だからその部分は総務部長が来たときにも、私は具体的な担保が欲しいと申し上げたわけです。要するに、総務部長の話の中は総論だったんですよ。教育委員会は大切にします、教育は大切にしますと。結局何やかんやそこでやり取りをして、最後どうなったかという、意見を求めるのでそのときに書き込んでくださいという話で終わったわけですよ。だから、市議会なり市長部局なりに意見をこうやって返すときに、附帯条件が一番重要で、担保する仕組みをきっちりお願いするということです。その重みをどうやって出すのかという仕掛けからいくと、「やむを得ない」という結論だと、私は繰り返し、そう思います。

市川委員 やむを得ないでもないし、異論でもないと言ったら、賛成しますでは。

教育長 改正については賛成しますですか。

市川委員 賛成します。ただしと。

教育長 そういう回答はあるのですか。

橋本委員 「賛成する」のほうが「異論ない」よりもさらに積極的です。

教育長 そうです。さらに積極的です。

橋本委員 日本語の問題としておかしいですよ。

教育長 異論のほうがまだ。

市川委員 こうなってくると、さっきの松本城も全く同じところにいってしまうね。法的に関係ないと言われて、そうですかというのと同じで、これは法律的にいけば問題ありませんよと。

橋本委員 だから松本城の運営に当たっては、美術館同様、教育的見地を重視して、年に何回とかは書きにくいので、「定例的に」でいいと思うのだけれども、定例的に報告、連絡と、意見交換の場を設けてほしいということではではないですか。

教育長 年1回でも定例的でもんね。

橋本委員 そうそう、定例的ですよ。だからそこは運用によって変わるので定例的でいいと思いますよ。

教育長 またそれは別にさせていただいて、異論とやむを得ないのところだけ、もう一度ご意見を伺います。それでは冒頭に言ったように、原案の「異論はありません」のところで、そちらのほうでという方は挙手をお願いします。

(教育長挙手)

教育長 では、「やむを得ません」という方は。

(教育委員4人挙手)

教育長 分かりました。

では、「やむを得ません」ということで、今、決まりましたので、「やむを得ません」を基にして原案をつくっていただくと。議会に出す関係上、書面でやり取りをしていただいてということでもいいですかね。

全教育委員 結構です。

教育長 これは市長に対してですけれども、今度は議会から求められたら同様の文言でということ、そこはいいですかね。

全教育委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

橋本委員 松本城をどうするか。だから松本城はもう何も言わないのか、松本城については求められていないけれども同様だという形で意見書を出すのか。

教育長 それはこの後のところでまた。まず協議された議案をしっかりとやってからということ。

<議案第3号> 令和3年度市立小中学校の授業日数について

学校指導課長 議案第3号「令和3年度市立小中学校の授業日数について」説明

教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ありましたらお出してください。

橋本委員 はい。

教育長 はい、橋本委員。

橋本委員 まず(5)のこの数字というのは非常にミスリーディングする数字だと思います。要するに196から205で、松本は205に張りついているわけですから、

全国の中のプロットしていった日数が、どこが標準偏差の真ん中なのか、平均値ではなくて。205よりも多いところもあるのかもしれませんが、それでは、この205日というのは、全国の中でどのぐらいの位置づけにあるのかというのが分からないと判断材料にならないと思います。幅を持ったものを、これで70%ですと言われてもおかしいではないですか。なぜ私がそんなことを言うかという、他所から松本に來ると、あれっ夏休みがずいぶん少ないな、これはきっと寒いから冬休みが長いのだろうなと思ったら、冬休みも少ないとびっくりします。この数字を見ても明らかに、松本というのは授業日数が多いのですね。多いから駄目だと言うつもりはないのですが、前から多いなと思っております。去年はよく事情が分からなかったのも、まあいいかと思って、そのままうんと言ったのだけれども、まず多い理由は何かということが1つと、多いことによってよい面と悪い面は何か、その2点を教えてください。

教育長 はい。

学校指導課長 1つ付け加え忘れました。本年度の登校日数が207プラスマイナス2で、来年度については2日減らしております。それでも他県に比べて多い理由をと聞かれています、長野県は伝統的に行事で子どもを育てるということを大事にしてきましたので、そのところで体験的な活動も含めて他県より行事等は多くなっている部分はございます。それによって人間性を育てているということで、その辺はプラスだと思いますけれども、特にマイナスと言われまして、他県に比べまして休みが合わないとか、そのようなことがあるかなと考えてはおります。

教育長 保護者代表として福島さんは、いかがですか。

福島委員 私は他県で育っていないのでよく分からないのですが、休みは少ないなとは思いますが、親は学校へ行っていてもらったほうがいいかなというような気もするので、あまり授業日数に関しては、必要な時間数を確保されていて、今後コロナの関係もあって行事自体の見直しというのもこれからいろいろ進んでいくのかなと思いますので、それは今後の議論かなと思っています。

教育長 はい、他にいかがですか。佐藤委員も保護者ですが、どうですか。

佐藤委員 これが正しいかどうか分からないのですが、昔は秋休みとか田植え休みとかそういうのがあって、そこは無くなったけれども夏休み等が短いまだという

ようなことを聞いたことがあります。一方で、現状、小中高大学までエアコンを設置しなければならないような夏のかなりの暑さの中で、夏休みというのが他県と比べてかなり短いということも、気候との関係性というのは、今後考えられることなののでしょうか。本当にかかなり暑い中でもう学校が始まってしまったというような感覚があるのですけれども。すぐに出る答えではないですが、感想としてはそう思っています。

学校指導課長　そうですね、ちょっと外れるかもしれないですけれども、長野県はどうしてもいろいろな関係で春休みを長く設定していて、高校入試の結果発表のところから休みにする関係で他県に比べて春休みは長い状態にあります。そのため、授業日数を確保するには、その分どうしても夏休みを減らさないといけないという必要性が生じております。

教育長　それは高校入試のことと人事異動の関係で、教員の人事異動が春休みにあり、全県異動で引っ越しをしますので、その関係で春休みが夏休みと同じぐらい長くなってしまいます。ですので、私もずっと引っ越しをしてきましたけれども、大体3月25日ぐらいまでに校務を終えて、その後、荷物をまとめて他の学校のところへ赴くということで、4月1日からはもう勤務ですので、そこが1つネックですけれども、今、市外でも3月の高校入試の発表以後にまで終業式を持っていこうという学校もありますので、その辺は学校の状況によって工夫できるかもしれません。

橋本委員　いいですか。

教育長　はい、どうぞ。

橋本委員　何となく春休みが長いのは分からないでもないのだけれども、それでもさっき言ったように行事が多いということでトータルとして長いわけですね。行事がどれぐらい多いのか分かりませんが、仮に行事を除いた部分でも多いとすると、非常に卑劣な言い方ですけれども、教員の教育生産性が低いからではないですか。

教育長　それは違いますね。

橋本委員　違うのですか。

教育長　はい。

橋本委員　多くの日数を取らないと同じカリキュラムの内容を子どもたちに教えられな

いとすると、教育生産性が低いと定義づけざるを得ないのですけれども。

教育長

それは違いますね。先ほど課長がお話したように、教科の授業の日数は決まっていますので、それを中心にやっています。長野県は伝統的にさっきもお話があったように、例えばスキー教室、スケート教室から始まって、遠足、修学旅行、そういう多様な体験活動を子どもたちにさせることによって豊かな人間性を育んでいくということが、長野県の伝統的な教育なのです。これが信州教育の一部を担っています。ですので、他県はその部分を、夏休みに校外キャンプとか、夏休みが長いので、子どもの面倒を見切れないから親がお金を払ってキャンプとかに出すんですよ。そこで代替えをしているんですね。お金のある子どもたちはいいですよ。親がお金を払って海外に行ったり、長野県へ子どもキャンプのような形で指導員に連れられてやればいいのか、結局お金の無い子どもたちは、うちにいるか、児童センターとか学童クラブみたいなところにずっといるというような形になっているので、そういう意味ではトータルとして長野県の子どもたちは特別活動という中で多様な体験はできているのかなとは思っています。

橋本委員

それは言い換えれば、福祉的な側面が非常に強いということですね。要するに教育日数が多くて学校給食も多いから食いつぶれる子どもも少なくなるし、それから他のところでお金を使わなくてもいいように公的な部分で見てあげますという福祉的な側面が結構あるということですか。

教育長

福祉といえば福祉ですね。

橋本委員

ただここが変わらないと、教員の働き方改革のまずベースの部分はこのところと関連してきますよね。その部分で教師負担は増えているんですよ。だから福祉的な部分は否定しませんよ。もちろん一面としてはあると思うのだけれども、それをどの程度重視するのか。それから働き方改革とかそういったこととのバランスの中で決まってくる話ですよ。

教育長

教員は授業日数以外は休みというわけではなく、普通の勤務ですので、働き方改革では、例えば学校閉庁日は、松本市では年間十数日で、全国でいっても一番長いほど取っていますし、先生たちのところでは授業日数以外のところでそういう確保はできています。昔、私が教員になり始めた頃は、220日以上授業日数やっていましたね。220日とか225日とかやっていました。今は

どんどん減らしてきていて、夏休みもほぼ1カ月は取るようになってきています。それは一つは、中学校はお盆明けに全国の中学校大会があるんですよ。全中にきちっと子どもたちを出すために、全県的に、中学校を中心にして夏休みを長くしようということで、夏休みを長くした分を210から207、205と授業日数を減らしてきています。ですので、225から205で、二十日ぐらい昔より減っている部分は、もちろん土曜日が無くなったことも含めて、行事も無くなってきていることも事実です。それから先ほど言った、田植え休みだとか稲刈り休みだとか寒中休みとかという学期の間に休んでいた休みも無くなってきました。橋本委員がおっしゃったように、働き方改革も含めて、今度のコロナも含めて、これから行事の精選はさらに進んでいくと思います。ただ一方で、今年度のようなことも考えると、ある程度の授業日数を確保しておかないと休業のときに子どもたちの学力保障に充てる時間が本当に無くて、今年はまだ12月までで学習進度をほぼ回復できたというのは、行事も含めて授業日数のゆとりある教育課程を組んでいたからだと思っています。ですので、190日とか195日あたりのところは土曜授業をやったり、そういうことで授業日数を確保しないと学力保障ができないということもあったので、そのリスクも考えると、ある程度の幅を持ったほうがいいのではないかなと思います。それから保護者の方にとっても福祉的な面と言われるかもしれませんが、学校へ長く行って給食を食べて帰ってきてくれるのが一番うれしいというようなことは声としてはお聞きします。ですので、極端な声としては205日なら205日給食を出してほしいという声もあることも確かです。

他にご意見ありますでしょうか。

市川委員

私は授業日数をなるべくたくさん取ってもらって、たくさん遊んでほしい。先生方が夏休み、冬休みのときになるべくたくさん休む。さっき話があったように、その中で子どもたちにはキャンプだとか、登山もそうですけれども、そういうことを学校行事でもっと取り入れてやらないと、どんどん格差が出てきてしまって、本当に遊べる子と遊べない子も非常に多くなってきている。授業でやるという意味ではないのですけれども。それと同時に先生方ももっと休ませてやらないと、本当に休みの日でも小学校に車が何台も来ていて、先生は休んでいないなと思って見ているのですけれども、本当にこんなに複雑になって

きていろいろ言う人も多くなっている中では実質たくさん休んでいただく。特に人間は長期で十日とか1週間とか連続休暇というのは子どもでも大人でも1日置きに行くよりは、そこで1週間休むとか、そういうことももっと思い切ってやってほしいなと思います。ですから、我々の中小企業は年間百十日以上の休みを取れという形でスタートを切っていますけれども、そこにどんどん増やしていくということで、それと同じ理屈で、205日で全然問題無いですが、そこに今言ったことを足してほしいなと思います。

教育長 そうですね。ですので、今年も先生たちに夏休み中は9連休を取っていただきました。

市川委員 取るのですか。

教育長 取っていただきました。

市川委員 それはいいことですよね。

教育長 これはもう学校閉庁日です。

市川委員 昔、私の小さい頃の先生方なんか教員になる目的は何かといたら、長い休みが取れるという人がいっぱいいましたよ。私も大きくなるまでずっと先生は子どもたちと一緒に休んでいると思っていました。そうしたらどうも違うということが分かりました。

教育長 そういう記憶はありません。1泊2日で子どもを海に連れてくのが精いっぱいという人生を送ってきましたので、本当にサラリーマンの方たちがうらやましいとずっと思ってまいりました。

それでは、今ご意見いただきましたが、令和3年度市立小中学校の授業日数については承認することとします。

<報告第1号> 令和2年度行政改革に伴う地区公民館の体制について

教育政策課長 報告第1号「令和2年度行政改革に伴う地区公民館の体制について」説明

教育長 報告が終わりました。

橋本委員 はい。

教育長 はい、どうぞ。

橋本委員 質問です。いただく資料が不親切なんですよ。会計年度5類とか会計年度4類とかあるのだけれども、何のことか意味が分からないということが1点で

す。それからもう1つは、以前の公民館長というのは公務員なのですか、そうではないのですか。今度、センター長を併任することによって以前の公民館の館長から身分は変わるのですか。例えば公務員でなかったのが公務員になるとか、その辺のところを教えてください。

教育長 それでは、どうぞ。

生涯学習課長兼中央公民館長 昨年まででございますけれども、地区公民館長については非常勤特別職の公務員という位置づけでございました。それで、今年度からでございますけれども、会計年度任用職員制度といったものが始まりまして、全国一律でございますけれども、館長は一般職の公務員という扱いになります。現状でございますが、公民館の主事については地域づくりセンターの併任辞令が出ております。館長には出ていなかったのですが、令和3年度からは公民館長にも辞令を出すというような予定になっております。

橋本委員 会計年度の4類、5類というのは、何ですか。

生涯学習課長兼中央公民館長 各課雇用の職員というような意味合いでありまして、生涯学習課が人件費をもって雇用しているというような意味で会計年度5類といった位置づけになります。1類につきましては、市のほうで雇用している職員、2類もそうです。3類になりますと、従来の臨時職員の1種といったような位置づけになっておりまして、4類が臨時職員2種といったような位置づけになっています。会計年度任用職員制度が入ったことによってそのように変わっているといったことでございます。

教育長 はい。他にありますか。

橋本委員 はい。

教育長 はい、橋本委員。

橋本委員 非常勤特別職というのは、我々も非常勤特別職ですよね。

教育長 そうですね。

橋本委員 だから基本的には市長以下の指示命令系統に服さず、公民館が持っているボトムアップ機能というのが十分にワークしたわけです。センター長の中身がいま一つよく分かりませんが、一般職公務員になると、身分上は市長の指揮命令系統の中に入ってきますね。そうすると、実質的にどうなるかは別として、概念として、公民館長としてのボトムアップ機能が市長の指揮命令系統によって

阻害される可能性も内包しているという理解でいいですか。

生涯学習課長兼中央公民館長 私ども教育委員会の職員も位置づけ的には一般職の公務員ということで公民館長と変わらない立場にはなります。地区公民館長につきましては、新年度も教育委員会の職員といったことでしっかりとガードを固めて教育機関の職員として職務に励んでいただきます。しかしながら、地域づくりを一体的に進めていくといった市の方針の中で地区の公民館長にも地域づくりセンターの辞令を出して地域づくりをともに進めてほしいといった考え方で今回のような組織の考え方になっているということです。

橋本委員 地域づくりセンター長への指揮は誰にあるのですか。

生涯学習課長兼中央公民館長 新年度の考え方からいきますと、住民自治局といったものができまして、市長直轄の住民自治局の中の組織になりますので、市長からの指示がセンター長にいくといった組織図でございます。

佐藤委員 すいません。

教育長 どうぞ。

佐藤委員 上の図についてなのですが、現行の体制の点線でつながっている部分は併任なので、課長と館長補佐はイコールの人物ですね。

生涯学習課長兼中央公民館長 そうですね、イコールです。

佐藤委員 下の図は、太点線は補助執行なので、館長とセンター長は別で、別途置かれているということですね。

生涯学習課長兼中央公民館長 市長部局のセンター長と教育委員会組織の館長ということで分けたものです。

佐藤委員 補助執行ということですよ。分かりました。

生涯学習課長兼中央公民館長 補助的に執行させるということになります。

教育長 はい、市川委員。

市川委員 ですから、今の質問と私も同じような質問になるのですけれども、この組織図の書き方だと、教育長だけぼんとあって、公民館のほうが重視されているのですけれども、教育委員会だけしか必要ないということではなくて、センター長というものが、今度は市長からこうくるよという図もここに一緒に描いてもらわないと、この図では平行線上にあるのですけれども、実質上、執行権というか、今まではセンター長というのは、公民館長より下ですよ。

生涯学習課長兼中央公民館長 立場的に館長補佐ということです。

市川委員 館長補佐という名前ではないですか。でも大体補佐というのは下ですよ。館長の下が補佐ですよ。今度はこれが無くなって、真横の水平ラインがあるのだけれども、今の人事の名前を聞いていれば、館長は教育長の直轄でこの組織図にきているではないですか。この館長は公民館長ですよ。

生涯学習課長兼中央公民館長 そうです。

市川委員 ここの職員たちの行動とかそういうのは2本立てになるということですか。そうではないでしょう。全員が市の職員になるわけですから。

生涯学習課長兼中央公民館長 公民館事業につきましては、地区館長が教育長から事務委任を受ける中で進めていくということで独立した存在になります。あくまで公民館事業の執行は公民館職員が行うという意味で独立したものになります。

市川委員 センター長と公民館長は別々の予算を執行するということですね。

生涯学習課長兼中央公民館長 そうです。

市川委員 同じ屋根の下でやるわけですね。

生涯学習課長兼中央公民館長 予算の執行については公民館長が執行権を持って行うということです。

教育長 今までは公民館長に執行権が無かったので、センター長は市の正規職員なので、館長補佐という形で執行してもらっていたんですよ。だけど今度は、センター長はセンター長で一応できるのだけれども、今まで予算の執行権が無かった公民館長に一定の予算の専決権を与えて、独立性をきちっと保つと。そこが今まで組織的にうまくいっていなかったという課題でありました。

橋本委員 いい面を言えばその通りなのだけれども、我々がチェックしないといけないのは悪い面なんですよ。悪い面はまさしくここに書かれてない、センター長のところに下に矢印があって、その上に住民自治局というのがあって、その上に市長があるわけですよ。釈迦に説法かもしれませんが、課長が一番ご存じのように、公民館活動のエッセンス、コアは何ですか、ボトムアップですよ。そこに公民館長という二重人格ができて、トップダウンからの指揮命令が入ってくる余地ができるということです。センター長イコール公民館長なわけだから、そういうことではないですか。センター長の部分は兼任されるわけでしょう。

教育長 センター長はセンター長、公民館長は公民館長で、別なのです。

佐藤委員 なので、さっき私がご質問した、上の図の点線の意味と下の図の点線の意味が違うのです。

橋本委員 違うのですか。

佐藤委員 そうなのです。なので、ご質問させていただいたのです。

橋本委員 全然分からないなあ。

教育長 だから今までと変わらないんですよ。今までもセンター長がいて、公民館長がいたんですよ。ただ今まで公民館長に予算の執行権が無かったので、センター長が正規の職員だから館長補佐という形でその人が予算執行をお手伝いしていたということです。なので、形式的に言えばセンター長が下にあるような形だったのですけれども、そのところをきちっと整理をしたということなのです。別の人なのです。

佐藤委員 むしろ館長の権限が強くなったということですね。

教育長 教育長が直轄している、これも変わらないので、逆に今までよりも予算の執行権もあって、公民館機能がきちっと独立性を持つと。

橋本委員 センター職員に併任されるということは、センター長の指揮命令下に入ることではないのですか。

教育長 先ほど言ったように、一番上の図を見ていただけると分かるように、今まで地域づくりセンターが公民館に入っていて一番何が問題かということ、公民館と地域づくりセンターと福祉ひろば、それぞれ3つがあって、ばらばらのものが1つのところに入っていて、これが一体的になかなか機能していないということが、市としても非常に大きな課題でした。特に防災機能ですとかいろいろなことで、いざというときみんなが力を合わせてということが、地域づくりセンター長だけで地域づくりはできないし、福祉ひろばも公民館も含めて一体的に地域づくりを進めていくには、それぞれが権限を持ったほうがいいし、特に今まで3つばらばらだったものが大きく2つに分かれて、2つになって進めていくという、そういうイメージですよ。

市川委員 言っているのですか。

教育長 はい、どうぞ。

市川委員 公民館長は知っていますけれども、公民館活動も知っていますけれども、今

まで地域づくりセンターというのはほとんど住民に知られていないよね。いろいろ聞いてみたらほとんどの人がセンター長は何をやっているのかというような感じだよね。それを今度は権限もしっかりとしたものをつけてぐんと上げていくということですから、これまで松本市に脈々と続いてきている公民館活動というものはちゃんと続けていくよという意思の表れとして教育長の下に分けて見えるようにちゃんとやってもらいますよということと、今度はセンター長となる人が、かなりの統治能力ではないですけども、災害時の陣頭指揮をするからいうと、これは地域住民に対してやるわけではないですか、でも今までの流れでいけば、地域住民は全てのことが公民館長だから、今度はセンター長となる人は今よりももっと責任ある人がなってくれると思うのですけれども、そういうところのバランスというか、とても大事になりますよね。言葉では非常に分かりやすいけれども、実際、実働、動かすという力を出すときに、公民館の力をすごくよく理解してやらないと、住民自治局のところから直轄になっているというのはすごく責任も重くなるし、予算執行においてもちゃんとできるようにしていけないといけないということですよね。だからしっかりした絵を書いてもらわないと、教育委員会に今まであったことがちゃんとできるようなスタイルを望んでいると思うんですけどね。

教育長 今、市川委員がおっしゃったように、公民館長は地区推薦の方たちになっているので、余計その存在感というのは大きいんですよね。地域づくりセンター長は市の人事異動でなる人なので、地域づくりセンター長になった方も実際なかなか自分が地域の中で難しい立場で、地域づくりを一体的にというあたりでは、地域づくりセンター長も結構悩んでいる方が多かったということは、私もお聞きはしています。ですので、今、本当に各地域で災害ですとか、地域でしっかりやっていかなくてはいけないような課題が大分多くなっているんで、公民館の今までの機能と併せて地域づくりということをしっかりやっていかなくてはいけない、これは本当に大きな課題だと思っています。

福島委員 質問していいですか。

教育長 どうぞ。

福島委員 これまで館長というのは大体在任期間というのは平均でどのぐらいあって、センター長というのはどのぐらいで交代していたのかという現状と、今後こう

なったときにセンター長はどのぐらいの期間で交代していくという計画になっているのでしょうか。

生涯学習課長兼中央公民館長 地区の公民館長でございますけれども、今までは6年というのを限度にやってまいりましたが、会計年度任用職員制度が導入されて、上限の年数というものは考え方として撤廃されております。ですので、1年ごときちんと地区推薦が得られて、本人が仕事をしたい、また地域の方もいいよということであれば、6年プラスというような形で進めていくこともあろうかなと思います。地域づくりセンター長でございますが、私もセンター長の経験がございますが、全体を見てみると、3年前後の異動かなと思います。2年から4年くらいで今まで異動をされてきているかなと思います。今後でございますけれども、市長が地域のことは地域でしっかりと判断、行動できるようにといったことを支援していくセンター長をつけたいということでございますので、その辺の考え方が年数に何か関わってくるのかな、加味されるかなというような気もいたします。

教育長 佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 上の図からすると、どうしても館長よりセンター長が下だという感じがあるのですが、これは実際に今までそうだったのですか。館長とセンター長の上下の関係というものはあまりなかったように思うのですけれども。

生涯学習課長兼中央公民館長 公民館だけの組織を見ますと、館長がいて館長補佐がいてという組織図ではありますが、実際、地区の中では公民館長とセンター長ということで、地域住民の代表の館長と行政から来るセンター長が一緒になって仕事をするといった形で地域づくりセンター体制は考えられてはありました。

佐藤委員 そうですね。なので、上下で比べるとセンター長が上がったかのようなイメージがあるのですけれども、そういったことではないと思っていて、私は地域づくりの委員を2期やったところから、この地域づくりセンターという構想ができたこと自体が、地域の課題を縦割りではなくて横串を通す形で直接本庁とつながる形でやっていくといったものが目標だったものが、今までどうしても縦割りの形が残ってきた、それが今回当初の目的どおり横串を通していく形になるだろうなと思っていますが、そういった認識でよろしいでしょうか。

生涯学習課長兼中央公民館長 そうですね、そういった認識と共に、公民館については教育

委員会にあっての公民館という串も通っているということによろしいかなと思います。

橋本委員 はい。

教育長 はい。

橋本委員 どうしても私が理解できないのが、館長と公民館職員をセンター職員併任にしなければならない理由がいま一つ分からない。それは災害時だけの話なのですか。

生涯学習課長兼中央公民館長 行革の中の方針といたしまして、一体的な地域づくりということと、地域づくりセンター長の権限強化といったものがございましたので、そのような考え方から、例えば災害時等一緒になって活動しやすくするためにといったことも含めて、公民館長にも併任の辞令を出すということで、公民館主事には既に併任の辞令は出ておりましたけれども、館長にも出して地域づくりを進めるときは一体的に動くというようなことで併任辞令を出すという考え方でございます。

橋本委員 だからそれがあるから、逆に言うと、センター長の配下になるようなイメージが出てしまうんですよ。要するに、センター職員併任ということによって、館長がセンター長の指揮命令系統の中に入るわけではないですか。そこがどうも私は引っかかってしょうがないんですけれどもね。

市川委員 地域づくりの関係を一緒にやったと、さっきおっしゃっていましたが、地域づくりセンターは何を目的にやってきたのですか。

佐藤委員 同じ建物の中に支所もあり福祉ひろばもあり公民館もありということで、そこをばらばらではなくて一体化して、その地域で見えてきたいろいろな多様な課題があるものを、センター長というのは課長なので、市の本庁と直接つないで課題解決や課題共有を図るという目的だったと思っているのですが、合っていますでしょうか。おそらくセンター長の影が薄いか濃いかというのは結構地域によってばらばらで、本当はあってはいけないことかもしれませんが、人によるという部分があって、人によって動き方であるとか、その地域から得られる信頼であるとかいろいろで存在感が大きいところがあります。さっきの年限も普通の一般の課長職と同じ動き方の年限だったと思うのです。だから最初、地域づくりセンターが始まったとき、来年退職という方が就いて大丈夫かなと

思ったことがあるのですが、そこも含めて一般の課長の方の動く年限と同じような動き方だったのが、今後は変更があるかもしれないということです。

生涯学習課長兼中央公民館長 課長ではございますので。

佐藤委員 課長若しくは課長補佐の方もいらっしゃったかと思うのですが。

生涯学習課長兼中央公民館長 そうですね、地区によっては課長補佐もおりましたけれども、基本的には課長を置くというような考え方でございます。

教育長 はい、他にございますか。

市川委員 はい。

教育長 はい、市川委員。

市川委員 公民館の予算というのは教育委員会から出るということですか。

生涯学習課長兼中央公民館長 はい。

市川委員 それでセンターは市長部局から出るということですね。

生涯学習課長兼中央公民館長 はい。

市川委員 使うのは、執行権が両方あるから使い方も違ってくるわけですね。一緒に仲よくお金を足してみんなで分けてというわけには行かないんですね。

生涯学習課長兼中央公民館長 公民館の予算は生涯学習課中央公民館で一括要求する中で、地区に再配当として執行していただいているという現状です。地域づくりセンターは地域づくり部で予算要求としてという形にはなっております。

教育長 他にございますか。トータルとしての力を出していこうということで、例えば私は庄内地区なのですけれども、庄内地区は防災に非常に力を入れていて、並柳とかあの辺は非常に水害のあるところですので、防災運動会とか中学生も含めた開成中学校への避難訓練だとか、まさに地域づくりセンターと公民館が一体的にやっていて啓発していかないと、どちらかというと今まではばらばら感があったなと私は感じて、そういうことがない地区もあったのでしょうかけれども、公民館機能がより充実して、今までも地域づくりの核を担っていたのは公民館機能なので、そこを核にして地域づくりというのを進めていくということがより大切になってくるかなと思っています。それは公民館長会ですとか主事会等でも研修等も進められているということは報告を受けています。最終的にさっき話がありましたけれども、どういうセンター長が座るか、どういう公民館長が座るか、地域づくりは人との関係があるので、そこが一番の肝になっ

てくるかなということは現実だと思います。

そうですね、佐藤委員さん。

佐藤委員 そうですね、庄内地区なんかは地域づくりセンターができたときから、おそらく活発に動かれていたのではないかなと思いますし、私の住んでいる本郷地区もセンター長さんがすごく活発に動かれる方なので、おそらく地区によるのだらうと思いますし、そのあたりをどのように担保していくかという問題だと思います。

市川委員 でも、これはとても難しいと思うよね。2つのところから来たものを、やることは1つではないですか。本来1つにしてやるということが。

橋本委員 ただ、2つあるからどっちが主導権を握るか。

市川委員 それをちゃんとしておかないと。内輪もめしてもしょうがないしね。住民のために。

教育長 公民館は学習機能というか、学び機能を中心とした地域づくりということが一番の核になってくるので、そこと地域課題も学び、地域によって公民館以外の課題というのもあると思うんですよ。高齢化が進んでしまって、例えば寿台地区のように非常に高齢化が進んでなかなか地域同士のつながりの強化とかそういう地域課題というのは公民館だけでは背負いきれない部分もかなりあるので、その辺は地域によって非常に違うのかなと私は思っていますけれども。

橋本委員 そもそも評決の仕方のロジックが違うんですよ。公民館は町会とかそういう延長線上の公民館という性格が非常に強くて、その意思決定過程というのは全員一致なんですよ。センター長は行政ですから多数決なんですよ。それは、それぞれ「いい面」、「悪い面」あるんですよ。何も全員一致がいいとは私は思っていないし、村八分の構造だと思うのだけれども、ボトムアップとトップダウンが本当にうまく融合できるのかということに対してすごい疑問があるわけです。

教育長 特に来年度は島内、庄内、芳川、四賀の4地区を重点的に取組みを進めていくという予定になっていて、その結果を見てまた他の地区はどうするかというようなこともあります。

橋本委員 周辺部ということですね。

教育長 割合大きいところですね。しっかりやっているところですよ。

橋本委員は第三地区ですよ。第三地区も結構しっかりやっていますよ。

橋本委員 私はノータッチだから、全然知らないです。

教育長 第三地区は結構いろいろなことをやっていますよね。

生涯学習課長兼中央公民館長 やっていますね。

市川委員 あそこ結構古いところですからね。

教育長 古い地区なのでね。

市川委員 公民館活動というのはしっかりとしていますよ。

教育長 ああいうところはイオンがあったり、なかなかまた逆に難しいではないですかね。でも、結構一生懸命やっていますよね。

それでは、報告第1号については承認することとします。

<報告第2号> 松本市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について

教育政策課長 報告第2号「松本市教育振興基本計画策定委員会委員の委嘱について」説明

教育長 12月の再提出ということでもありますけれども、ご質問、ご意見等ございますか。

今までは社会教育委員さんを中心ということでしたけれども、今回は各分野の教育課題に関わっている人たち、具体的な方々にご意見をいただきながら教育振興基本計画を策定していくということです。

特にご発言が無いようですので、よろしいでしょうか。

それでは、報告第2号については承認することとします。

<周知事項1> 「発掘された松本2020－松本市遺跡発掘報告会－」の開催について

<周知事項2> 第20回信州梓川賞展の開催について

教育長 それでは、以上で定例教育委員会の予定されていた案件は終了しましたけれども、事務局から何かございますか。

<その他>

事務局 2月18日が教育委員研究会、25日が定例教育委員会となりますので、よろしくお願いいたします。

教育長 それでは以上で第10回定例教育委員会を終了といたします。

《閉会宣言》

赤羽教育長は、令和2年度第10回定例松本市教育委員会を閉じる旨宣言した。

＜午後5時55分閉会＞

会議録調製職員 教育政策課教育政策担当係長 三村 恵美

会 議 録 署 名 委 員

橋本 要人

佐藤 佳子
